平成 22 年度　事務事業事後評価調書（平成　21　年度事業）

整理番号	5	―	48

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	雄武町人権擁護委員協議会運営補助事業					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	葛西隆		氏名	前田忠和
事業の概要	人権擁護の啓発活動や相談業務等を通じて、地域住民の基本的人権を守るための活動を支援するとともに、人権擁護委員協議会の活性化を図るため、運営費の補助を行っている。			全体計画 /単年度繰返 （平成 20 年度～ 24 年度）		
				事業費	国・道支出金	千円
					地方債	千円
					その他	千円
					一般財源	75 千円
					事業費計	75 千円
実施方法	■ 直営		民間委託		その他（　　）	
第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業		非登載事業	優先度	B	
事業の位置付け	政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～			
	基本施策	10	地域福祉の推進			
	単位施策	1	福祉意識の醸成			
	事務事業の種類	■	自治事務		法定受託事務	
	その他計画・根拠等					

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)
	国・道支出金	千円	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
	雄武町負担額（一般財源）	15 千円	15 千円	15 千円	15 千円	15 千円
	合計	15 千円	15 千円	15 千円	15 千円	15 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	雄武町人権擁護委員協議会	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	少子・高齢化等、急激な社会変化に応じた、地域における人権教育、啓発が必要	運営補助金の交付		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	町民の人権問題に対する正しい知識の習得と理解の促進を図り、多様性が尊重される共生社会の実現を図る。	① 交付実績	目標年度	平成21年度
			目標値	15 千円
			実績値	15 千円
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	差別のない社会づくりを目指し、地域住民の人権が守られる。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①雄武町人権擁護委員協議会への運営費補助	運営補助金の交付

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	□義務的なもの □全部 □一部	人権擁護の啓発活動や相談業務等を通じて、地域住民の基本的人権を守るための活動を支援するとともに、人権擁護委員協議会の活性化とスムーズな運営を促進するため、補助金の助成は必要である。当該事業を実施しない場合、基本的人権を守るための活動が停滞し、町民の求める支援に影響を及ぼす。

（2）事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	当事業を実施したことにより、相談業務等を通じて、町民の基本的人権を守ることができた。

（3）事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 ■その他	町の補助は、雄武町人権擁護委員協議会の基盤の安定を図るため必要最低限の補助であり、コスト削減の余地はない。

（4）事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	人権擁護活動は、幅広く町民に対して啓発活動を行っており、運営費の補助は公平と考える。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
地域住民の基本的人権を守る役割を担っており、人権擁護委員の活動は、町民にとって必要不可欠なものであるので、計画どおり事業を進めることが適当と判断する。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
町民の基本的人権を守ることは、安心して生活を送るうえでも必要であり、活動のスムーズな運営が促進されるため、当分は現状維持が適当である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）